

平成23年11月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 贈与税決定処分等取消請求事件

口頭弁論終結の日 平成23年9月7日

判 決

原告 X

被告 国

処分行政庁 尼崎税務署長

主 文

1 本件訴えのうち、次の訴えを却下する。

(1) 尼崎税務署長が原告に対して平成20年8月27日付けでしたAの平成17年分の贈与税に係る連帯納付義務を課す旨の処分の取消しを求める訴え

(2) 尼崎税務署長に対するAの平成17年分の贈与税に係る原告の連帯納付義務が存在しない旨の更正処分の義務付けを求める訴え

(3) 尼崎税務署長がAに対して平成20年1月25日付けでした平成17年分の贈与税に係る無申告加算税の賦課決定処分の取消しを求める訴え

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

1 (主位的請求)

尼崎税務署長が原告に対して平成20年8月27日付けでしたAの平成17年分の贈与税に係る連帯納付義務を課す旨の処分を取り消す。

(予備的請求)

尼崎税務署長は、原告に対し、Aの平成17年分の贈与税に係る連帯納付義

務が存在しない旨の更正処分をせよ。

- 2 尾崎税務署長がAに対して平成20年1月25日付けでした平成17年分の贈与税に係る無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 尾崎税務署長が原告に対して平成20年8月27日付けでしたAの滞納国税に係る連帯納付の督促処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、A（以下「A」という）が原告から現金の贈与を受けたとして期限後申告をした平成17年分の贈与税及びこれに対する無申告加算税（以下、併せて「本件滞納国税」という。）について、相続税法34条4項による連帯納付義務に基づいて、尾崎税務署長が原告に対して本件滞納国税の納付を督促したところ、原告が、Aに対する贈与の事実自体を否定しつつ、①主位的請求として平成20年8月27日付けの連帯納付義務を課す旨の処分の取消しを、予備的請求として連帯納付義務が存在しない旨の更正処分の義務付けを、②無申告加算税の賦課決定処分の取消しを、③本件滞納国税に係る連帯納付の督促処分の取消しを、それぞれ求める事案である。

2 相続税法34条4項

財産を贈与した者は、当該贈与により財産を取得した者の当該財産を取得した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額として政令で定める金額に相当する贈与税について、当該財産の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責めに任ずる。

- 3 前提事実（証拠の掲記がない項は、当事者間に争いがない。）

（1）当事者等

ア 原告は、平成16年10月16日に死亡したB（以下「被相続人」という。）の子であり、同人の単独相続人である。

被相続人は、C（以下「C」という。）との間に、原告のほか、原告の

長兄にあたるD（以下「D」という。）、次兄にあたるE（以下「E」という。）の3人の子を儲けたが、昭和36年12月11日にCと離婚した。D、Eは、平成17年2月8日、神戸家庭裁判所尼崎支部に対する相続放棄の申述が受理された。（甲1、弁論の全趣旨）

イ Aは、被相続人が昭和46年2月24日に再婚した亡夫Fの姪である。（甲1）

Aは、平成16年12月末ころか平成17年1月ころ、兵庫県弁護士会所属の弁護士であるG（以下「G弁護士」という。）に対し、被相続人の遺産に関して相続人との交渉を依頼した。（甲18《50～52項》）

（2）被相続人の遺産

被相続人の遺産の主なものとして、郵便局、H銀行、I銀行及びJ信用金庫の預貯金（以下「本件預貯金」という。）並びに広島市東区所在の土地（以下「本件土地」という。）があった。（甲6、7）

（3）広島市内のホテルでの話合い

原告、D、E、A、Aの妹であるK（以下「K」という。）、G弁護士、被相続人の兄の妻であるL（以下「L」という。）の7名は、平成17年5月28日、広島市内のホテルにおいて、被相続人の遺産等について話合いをした。

（4）本件預貯金の解約等

ア G弁護士は、平成17年7月1日、原告とともに金融機関を回って本件預貯金の解約手続きを行い、解約金4254万9345円をG弁護士の預金口座に送金した。（甲7、弁論の全趣旨）

イ G弁護士は、平成17年7月26日、上記4254万9345円から弁護士報酬157万5000円及び本件土地に対する国定資産税及び都市計画税分20万5300円を控除した4076万9045円を、Aの預金口座に送金した。（甲43、46の1）

（5）Aに対する無申告加算税の賦課決定処分等

ア Aは、平成20年1月15日、原告から平成17年7月26日に現金3898万9045円の贈与を受けたとして、尼崎税務署長に対し、平成17年分の贈与税の期限後申告書（法定納期限は、相続税法28条1項により、平成18年3月15日である。）を提出した（以下「本件申告」という。）。（甲11）

本件申告をもとに計算された贈与税の本税の金額は1669万円である。（甲9の1）

イ 尼崎税務署長は、平成20年1月25日付けで、Aに対し、国税通則法66条1項に基づき、税額250万3500円（本税1669万円の100分の15）、納期限を同年2月25日とする無申告加算税（以下「本件加算税」という。）を賦課する旨の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）を行った。

ウ Aは、本税及び加算税（本件滞納国税）を各納期限までに完納しなかった。

（6）原告に対する督促処分等

ア 尼崎税務署長は、平成20年6月18日付け「連帯納付責任のお知らせ」と題する書面（甲9の1・2）で、このころ、原告に対し相続税法34条4項に基づき、本税1699万円及び加算税250万3500円（本件滞納国税）につき、原告がAに贈与した3898万9045円を限度としてAと連帯して納付する責任があることを通知した（以下「本件通知」という。）。

イ 尼崎税務署長は、平成20年8月27日付けで、原告に対し、本件滞納国税について、国税通則法37条1項に基づき督促状を送付し、連帯納付責任に係る本件滞納国税の納付を督促した（乙1、2。以下「本件督促処分」という。）。

（7）異議申立て

ア 原告は、平成２０年１０月１６日、尼崎税務署長に対し、本件申告の無効、本件賦課決定処分の取消し及び本件督促処分の取消しを求めて異議申立てをした。（乙３）

イ 尼崎税務署長は、平成２１年１月１３日付けで、原告に対し、本件申告の無効及び本件賦課決定処分の取消しを求める部分については却下、本件督促処分の取消しを求める部分については棄却の異議決定をした。（甲１１）

（８）審査請求

ア 原告は、平成２１年２月１３日、国税不服審判所長に対し、上記異議決定を不服とする審査請求をした。（乙４）

イ 国税不服審判所長は、平成２２年２月４日付けで、原告に対し、本件申告の無効及び本件賦課決定処分の取消しを求める部分については却下、本件督促処分の取消しを求める部分は棄却する旨の裁決をした。（甲１０）

（９）本件訴訟提起

原告は、平成２２年８月１１日、本件訴訟を提起した。

（１０）Ａ、Ｇ弁護士に対する民事訴訟（以下「別件訴訟」という。）

ア 原告は、平成２０年、広島地方裁判所に対し、Ａ及びＧ弁護士を被告として、同人らが共謀して原告が相続した本件預貯金を横領したと主張し、共同不法行為に基づき、損害賠償金４６８４万９３４５円（本件預貯金４２５４万９３４５円及び弁護士費用４３０万円の合計）及び遅延損害金の支払を求める訴訟（同庁平成●●年（○○）第●●号）を提起した。

広島地方裁判所は、平成２１年９月１８日、原告とＡとの間で、本件預貯金を贈与する旨の合意が成立したとして、原告の上記請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。（甲１３）

イ 原告は、上記第１審判決に対して控訴を提起し、控訴審（広島高等裁判所平成●●年（○○）第●●号）において、Ａに対し、不当利得返還請求

として4076万9045円及びそれについての遅延損害金の支払を求める請求をG弁護士に対し、不当利益返還請求として178万0300円及びそれについての遅延損害金の支払を求める請求を追加したが、同裁判所は、平成22年6月17日、原告の訴訟及び上記追加請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。（甲14）

ウ 原告は、上記控訴審判決に対して上告及び上告受理申立てを行った（最高裁判所平成●●年（〇〇）第●●号及び同平成●●年（〇〇）第●●号）。

（弁論の全趣旨）

4 争点

- （1）請求の趣旨第1項主位的請求の適法性
- （2）請求の趣旨第1項予備的請求の適法性等
- （3）本件賦課決定処分の取消しに係る不服申立前置の有無
- （4）原告のAに対する本件預貯金の贈与の有無

5 争点に対する当事者の主張

- （1）請求の趣旨第1項の主位的請求の適法性

【原告】

尼崎税務署長は、平成20年8月27日付けで原告に対して本件督促処分を行うことにより、原告に対し、Aの平成17年分の贈与税に係る連帯納付義務を課す旨の処分を行った。

贈与者と受贈者は別人格であるから、受贈者による申告によって、贈与者が拘束される理由はなく、贈与者の連帯納付義務は、受贈者による申告とは別に捉えるべきであり、連帯納付義務の存在及び金額を通知する行為をもって「処分」と捉えるべきである。

原告は本件督促処分により、自らの連帯納付義務の存在と金額を把握したのであるから、本件督促処分が、連帯納付義務を発生せしめる処分として、取消しの対象となるというべきである。

【被告】

贈与税の連帯納税義務は、受贈者の固有の贈与税の納税義務の確定という事実
に照応して、相続税法 34 条 4 項により、法律上当然に生ずるものであり、
格別の確定手続を要するものではないから、公権力の主体たる国の行為によ
って、原告に贈与税の連帯納付義務が発生するという関係にはない。

原告の主張を前提とすると、本件督促処分が取消しの対象となるはずであ
り、請求の趣旨第 3 項の訴えと重複するものであって、意味がない。

(2) 請求の趣旨第 1 項の予備的請求の適法性等

【原告】

ア 連帯納付義務者とされている原告には、贈与税の申告内容に対する法定
の更正請求は認められていないから、上記予備的請求は、非申請型義務付
けの訴え（行政事件訴訟法 3 条 6 項 1 号、37 条の 2）である。

原告は、約 1900 万円もの連帯納付義務が課されており、これを不存在と
する更正がなされなければ、原告に「重大な損害を生ずるおそれ」がある
し、(1) の【原告】で述べた主張が認められず、取消訴訟では自らの連
帯納付義務を争う方法がないとすると、「その損害を避けるために他に適
当な方法がないとき」に当たる。したがって、上記予備的請求は、同法
37 条の 2 第 1 項の要件を充たすものである。

イ さらに、(4) の【原告】のとおり、本件では、原告の A に対する贈与
がないことが明白であるから、上記予備的請求は、同第 5 項の要件も充
たすものである。

【被告】

原告の訴えは、非申請型義務付けの訴えであるところ、同訴えは「行政
庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがなされないとき」に
提起する訴えであり、行政庁に当該処分を行う権限があることが当然の
前提となり、訴訟要件となる。

贈与税における贈与者の連帯納付義務は、受贈者の固有の贈与税の納税義務の確定という事実には照応して、相続税法34条4項により、法律上当然に生ずるものであるから、連帯納付義務を減額更正するという概念はあり得ず、行政庁には、当該連帯納付義務が存在しない旨の更正を行う権限はない。

したがって、原告の上記予備的請求に係る訴えは、訴訟要件を欠き不適法なものである。

(3) 本件賦課決定処分取消しに係る不服申立前置の有無

【被告】

原告は、平成20年6月18日ころ、尼崎税務署長から「連帯納付責任のお知らせ」（甲9の2）の通知を受けており、原告は、遅くとも平成20年6月30日まではAに対して本件賦課決定処分がなされたことを知ったといえるから、その不服申立期間の起算日は、その翌日の平成20年7月1日となる。

原告が、本件賦課決定処分に対する異議を申し立てたのは、同日から3か月以上が経過した平成20年10月16日であり、不服申立期間が経過している。

したがって、本件賦課決定処分の取消しを求める訴えは、適法な不服申立ての前置を欠き不適法である。

【原告】

原告は、本件賦課決定処分についても、不服申立手続を前置している。

本件通知は、行政処分として取り扱うことはできないから、不服申立期間の起算日を平成20年7月1日とすることはできない。

仮に、本件通知に処分性が認められるとしても、行政処分の際、行政庁から何ら教示をされなかった場合には、被処分者には故意、重大な過失はなく、訴訟手続に誤りがあったとして救済されるべきである。

本件通知には、具体的な取消訴訟の提起に関する教示は一切なく、原告と

しては、本件通知によって取消訴訟の提起等に関する事項について全く知り得ない。原告の異議申立ては、法の定める不服申立期間を経過しているが、原告の期間徒過につき、故意又は重大な過失は存在しないから、救済されるべきである。

(4) 原告のAに対する本件預貯金の贈与の有無

【被告】

原告のAに対する贈与に至るまでの経緯は、別件訴訟の第1審判決が認定したとおりであり、平成17年5月28日の広島市内のホテルでの話合いの場において、その時点では被相続人の遺産である本件預貯金の具体的金額は不明であったものの、原告とAとの間で、原告がAに対して本件預貯金の解約金を贈与する旨の合意が成立したものと認められる。

【原告】

原告のAに対する本件預貯金の贈与の事実は存しない。
平成17年5月28日の話合いの場で、Aは、法的には相続権等の権利がないにもかかわらず、被相続人の遺産を取得する権利があると主張し、遺産のうち本件預貯金をAが取得し、本件土地を原告が取得することを提案してきた。

原告は、Aが被相続人の遺産の権利を主張する根拠について具体的な説明が得られなかったこと及びG弁護士から遺産の全貌が不明であるとの説明であったことから、Aの上記提案には応じず、結局、今後、本件預貯金の額を確定するため、原告の協力のもと、G弁護士が本件預貯金の解約手続を行い、いったん、その解約金をG弁護士の預り金口座で管理し、その後、原告とAの双方の主張について話し合うこととなった。しかしながら、G弁護士は、原告に対して、平成17年7月26日付けの書面（甲7）で、本件預貯金の解約金合計4254万9345円をAにすべて交付したことを一方的に通知してきた。同解約金は、A及びG弁護士により横領されたものである。

第3 当裁判所の判断

1 争点（1）（請求の趣旨第1項の主位的請求の違法性）について

（1）原告は、贈与者の連帯納付義務は、受贈者による申告とは別に捉えるべきであり、連帯納付義務の存在及び金額を通知する行為をもって、「処分」と捉えるべきであるとして、「尼崎税務署長が原告に対して平成20年8月27日付けで行ったAの平成17年分の贈与税に係る連帯納付義務を課す旨の処分」の取消しを求めている。

処分の取消しの訴えの対象となるのは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」である（行政事件訴訟法3条2項）。

相続説法34条4項が定める贈与者の連帯納付義務は、贈与税徴収の確保を図るため、贈与者に課した特別の責任である。そのことからして、贈与者の連帯納付義務は、受贈者の固有の贈与税の納税義務の確定という事実に対応して、法律上当然に生ずるものであって、格別の確定手続を要するものではないと解するのが相当である（最高裁判所昭和55年7月1日第三小法廷判決・民集34巻4号535頁参照）。

それを前提とすると、Aの平成17年分の贈与税に係る原告の贈与者としての連帯納付義務を課した尼崎税務署長の処分は存在しないといわざるを得ず、原告が取消しを求める訴えは、存在しない処分に対する訴えであるということになる。

なお、原告は、本件督促処分が原告の贈与者としての連帯納付義務を発生させる処分に当たると主張するが、原告独自の理論であって、採用することはできない。

（2）したがって、本件訴えのうち、請求の趣旨第1項の主位的請求は不適法であって、却下すべきものである。

2 争点（2）（請求の趣旨第1項の予備的請求の適法等）について

（1）原告は、尼崎税務署長に対し、原告に贈与税の連帯納付義務が存在しない

旨の更正処分の義務付けを求めているものと解される。

贈与税の連帯納付義務者は、贈与税の申告書を提出した者ではないから、更正請求をすることができず（国税通則法 23 条、相続税法 32 条参照）、上記義務付けの訴えは、非申請型の義務付けの訴えに当たる（行政事件訴訟法 6 条 1 項）ところ、同訴えは、「行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがなされないとき」に訴訟提起が認められるものであるから、行政庁に当該処分を行う権限があることが、その当然の前提となるというべきである。

1 で述べたとおり、贈与税における贈与者の連帯納付義務は、受贈者の固有の贈与税の納税義務の確定という事実に対応して、法律上当然に生ずるものであるから、連帯納付義務につき、同義務がない旨の更正をするということとは観念しえず、行政庁には、当該連帯納付義務が存在しない旨の更正を行う権限はない。

(2) したがって、本件訴えのうち、請求の趣旨第 1 項予備的請求も、不適法な訴えであって、却下を免れない。

3 争点 (3) (本件賦課決定処分の取消しに係る不服申立前置の有無) について

(1) 本件賦課決定処分の取消訴訟においては、税務署長に対する異議申立て及び国税不服審判所長に対する審査請求を前置する必要があるところ（国税通則法 115 条 1 項、75 条 1 項 1 号、3 項）、被告は、原告の本件賦課決定処分に対する異議申し立てが、不服申立期間を徒過したものであると主張する。

(2) 第 2 の 3 (5) (6) のとおり、尼崎税務署長は、平成 20 年 1 月 25 日付けで A に対して本件賦課決定処分を行い、同年 6 月 18 日付け「連帯納付責任のお知らせ」と題する書面（甲 9 の 1・2）で、このころ、原告に対し、本税 1669 万円及び加算税 250 万 3500 円につき、原告が A に贈与し

た３８９８万９０４５円を限度として、Ａと連帯して納付する責任があることを通知している（本件通知）。

そうすると、原告は、上記書面によって、Ａに対して本件加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分）がされたことを知ることができるから、遅くとも同年６月３０日までにはＡに対して本件賦課決定処分が行われたことを知ったとみるべきであり、その不服申立期間の起算日は、その翌日の同年７月１日となる。

原告が本件賦課決定処分に対する異議を申し立てたのは、同日から３か月以上が経過した同年１０月１６日であるから、原告の異議申立ては、「処分があったことを知った日の翌日から起算して２か月以内」（国税通則法７７条１項）の不服申立期間の経過後に行われたものであり、原告は、適法な不服申立てを前置したものとはいえない。

（３）原告は、本件通知に処分性はないから、不服申立期間の起算日を平成２０年７月１日とすることはできない、本件通知に処分性が認められるとしても、本件通知には、具体的な取消訴訟の教示がなく、原告が期間を徒過したことにつき故意又は重大な過失がないから、救済されるべきであると主張する。

原告の主張は、本件通知が、「処分があったことを知った日の翌日から起算して２か月以内」の「処分」に当たるものであることを前提としたものと解されるが、ここで問題となっている処分は、本件通知ではなく、平成２０年１月２５日付けで尼崎税務署長が行った本件賦課決定処分であって、それを前提として、原告が、Ａに対して同処分が行われたことを知ったのはいつかということを問題とした上で、知った日の翌日を不服申立期間の起算日と考えるべきであり、原告の主張はその前提に誤りがあり、採用の限りではない。

法は、行政庁に、処分の相手方に対して不服申立ての教示を義務付けているが（国税通則法８０条１項、行政不服審査法５７条１項）、原告の本件滞納

国税の連帯納付義務の確定は、Aの本件滞納国税の納税義務の確定という事実
に照応して法律上当然に生ずるものであって、連帯納付義務について格別の確
定手続を要するものではなく（前掲最高裁判所昭和55年7月1日第三小法廷
判決参照）、本件通知は、原告に既に発生している連帯納付義務の内容を通知
するものであって、原告に対して新たに処分を行うものではない。そうすると、
不服申立ての教示を欠いているからといって、本件通知が違法となるものでは
なく、本件賦課決定処分との関係で原告が不服申立期間を徒過したことにつき、
原告を救済すべきであるとはいえない。

- （4）したがって、被告の本案前の主張は理由があり、本件訴えのうち、本件賦課
処分の取消しの訴えは、不適法であり、却下すべきものである。

4 争点（4）（原告のAに対する本件預貯金の贈与の有無）について

- （1）第2の3の前提事実、掲記する証拠等によれば、次の事実を認めることがで
きる。

ア 原告、Aの身分関係等

（ア）被相続人はCと結婚し、Cとの間に、原告のほか、D及びEの3人の子
を儲けたが、昭和36年12月11日に協議離婚をした。（甲1）

Cは、昭和37年7月5日、M（以下「M」という。）と再婚し、原告、
D及びEは、昭和57年6月26日、Mと養子縁組をした。（甲1）

（イ）被相続人は、昭和46年2月24日、Fと再婚したが、佐藤信一との間
に子はなく、Fは、平成14年2月21日に死亡した。

（甲1、2）

Aは、Fの姪であり、Fの死後、被相続人の身の回りの世話をしていた。
ただし、被相続人は、預貯金等の金銭管理にAを関与させることはなく、
被相続人が質素な暮らしをしていたことから、Aは、被相続人が資産を有
しているとは考えていなかった。（甲16《9～12項》、19《19、
20項》、48、49）

(ウ) 原告、D及びEは、Cと被相続人の離婚後、Cと一緒に生活し、被相続人と交流を持つことはなかった。(甲30、31)

イ 被相続人の死亡

被相続人は、平成16年10月16日に死亡し、Aとその親族が葬儀や死亡届け提出等を行った。(甲2、16《56、57項》、19《28～30、81、82項》、48)

被相続人の兄の妻であるLは、Aから被相続人が死亡したことを伝えられ、Lの親戚であり、雪紅の友人でもあるNを通じてCにその旨を伝えた。(甲35、37)

原告、D及びEは、Cから、被相続人が死亡したことを伝えられたが、被相続人とは長期間交流がなく、Mに対する遠慮から、被相続人の葬儀には出席しなかった。(甲30、31)

Aは、葬儀に出席したLから、被相続人には3人の子がいることを初めて聞いた。(甲19《29～33項》、48)

ウ 原告とAの交渉等

(ア) Cは、被相続人の葬儀後、Aに対して電話をし、被相続人とは関係ないから、被相続人の遺産は原告、D及びEには相続させず、すべてAにあげるとして、相続放棄の書類を送付するよう伝えた。(甲16《25～27項》、19《35～37項》、30、48)

Aは、平成16年12月ころ、Cに対し、神戸家庭裁判所尼崎支部でもらった相続放棄のための書類を送付した。(甲19)《38～47項》、30、48)

Aは、このころ、G弁護士に対して、被相続人の遺産に関する相談をするようになり、被相続人の遺産に関して相続人と交渉することを委任した。(甲19《53項》、45、48)

(イ) 原告、D及びEは、被相続人とは長期間交流がなく、被相続人の遺産を

受け取ることにについてCが強硬に反対し、Mに対する遠慮もあったため、被相続人の遺産の内容や額について特に調査することなく、被相続人の相続を放棄することとし、平成16年12月24日、神戸家庭裁判所尼崎支部に対し、被相続人の相続についての相続放棄申述書をそれぞれ提出した。

(甲3、4、30、31)

原告は、Mの友人から、相続人全員が相続放棄をすると被相続人の遺産が国庫に入ってしまうとの指摘を受け、Lに連絡したが、Lから、L側では相続する気持ちはないと言われた。原告は、Aに被相続人の遺産を渡すことを考え、Aに対してその旨連絡をしたところ、Aは、G弁護士と話をするように言い、詳しい話をしなかった。(甲16《32～36項》、17《5、6、175項》、21、30)

G弁護士は、Aからの委任に基づき、原告に電話をして、Aが被相続人の遺産をすべて欲しいと言っているが、被相続人のすべての相続人が相続放棄の申述をしており、その場合にAが被相続人の遺産を受け取ることは難しいので、相続人の一人に相続放棄を取り下げてもらい、その相続人からAが遺産を受け取るようにしたい旨を述べた。(甲18《6～8項》、45)

原告は、G弁護士の電話に対し、Aに被相続人の遺産を渡すことについて異論を示すことなく、手続が煩雑になるので、身軽に動くことができる原告一人が相続放棄を取り下げる旨を回答した。(甲18《7、8項》、21、45)

原告は、平成17年1月28日付けで、相続放棄の申述を取り下げ、D及びEは、原告に一括して、相続させる旨の相続放棄申述書の補正書を提出し、同年2月8日、D及びEの相続放棄の申述が受理された。(甲3ないし5)

(ウ) G弁護士は、Aから、被相続人の遺産には本件預貯金と本件土地がある

ことなどを聴取して、各金融機関の払戻請求書等や解約手続の委任状を準備し、平成17年2月24日、原告に対し、解約手続に必要な書類を送付するので、戸籍謄本等の書類とともに返送するよう依頼する内容の連絡文書を添付して、上記委任状等を送付した。

上記連絡文書には、被相続人の遺産の概要として、本件預貯金の金融機関、預貯金の種類及び口座番号、本件土地が記載されているが、本件預貯金の金額は、解約手続をしなければはっきりしない旨記載されている。原告は、上記連絡文書を受け取ってから、本件預貯金について何ら調査をしなかった。（甲6、17《19～21、226、227項》）

（エ）原告は、平成17年3月25日、G弁護士に対し、連絡文書を添付して、署名押印した払戻請求書や戸籍謄本等を送付したが、その中に委任状は含まれていなかった。（甲38、45）

上記連絡文書には、「Aに関する情報が不足しており、Aが被相続人の遺産をすべて相続したいとG弁護士に依頼した根拠がどのようなことかという質問に対し、納得のいく回答が得られるまで委任状の送付を控えさせていただきたい。原告、D及びEが安心して納得の上で遺産を贈与できるような返答をお待ちしている。」等の内容が記載されている。（甲38）

（オ）G弁護士は、原告の上記連絡文書を受け、Aに対し、広島に出向いて、被相続人の生活状況等について原告と話をした方がよいと勧め、原告に電話をして日時等を調整した。（甲18《15、16項》、45）

エ 広島市内のホテルでの話合い

A、K及びG弁護士は、平成17年5月28日、広島市内のホテルに出向き、原告、D、E及びLとの間で、2時間程度話合いをした。

上記話合いでは、原告、D及びEから被相続人の生活の様子、被相続人とAとの関係、被相続人の供養についての質問があり、AとKがこれに答えるなどし、円満な雰囲気の中で行われた。

G弁護士は、被相続人の遺産には本件預貯金と本件土地（被相続人が同人の父から相続したもの。）があることを説明するとともに、本件土地については原告が取得し、本件預貯金についてはAがすべて取得することを提案し、原告はこれを承諾した。（甲16《129～147項》、17《32～53、184～190、348、349項》、18《24、99～101項》、19《67～69項》、45）

上記話し合いにおいては、本件預貯金の金額については話題にならず、G弁護士は、原告に対し、場合によっては本件預貯金の解約手続に原告の同行を依頼する旨伝え、その日又はその後、原告はこれを了承した。（甲17《53、54、162～165、205項》、18《22、23、29、76項》、45）

オ 本件預貯金の解約等

（ア）原告は、上記広島市内のホテルでの話し合いの後、G弁護士に対し、本件預貯金の解約手続及び解約金の受領等を委任する旨の委任状（甲39の1～4）を渡した。（甲17《55～59項》、18《79～84項》、45）

（イ）原告は、平成17年7月1日、広島から大阪に出向いて、G弁護士とともに各金融機関を回って、本件預貯金の解約手続を行った。同手続に必要な払戻請求書の作成等はG弁護士が行ったが、原告は、同請求書の金額を見てメモを取っており、本件預貯金が4000万円に上ることを知った。（甲17《54、61、67項》、30、34、45）

G弁護士は、本件預貯金の解約金合計4254万9345円をG弁護士の預金口座に送金した。

原告はG弁護士による上記送金手続について質問をしたり疑問を示したりすることがなかった。（甲17《66、210～215項》、18《31項》）

(ウ) 原告は、上記解約手続終了後、G 弁護士に法律事務所に立ち寄り、謝礼として現金 5 万円を受領した。(甲 17 《67、73、216～225、251、252 項》、18 《32、33 項》、40、45)

(エ) G 弁護士は、平成 17 年 7 月 26 日、上記 4254 万 9345 円から弁護士報酬 157 万 5000 円及び本件土地に対する固定資産税及び都市計画税分 20 万 5300 円を控除した 4076 万 9045 円を A の預金口座に送金した。(甲 7、18 《36、38～44 項》、19 《75 項》)

G 弁護士は、上記送金手続を行うに当たって、事前に原告の了解を得ることはしなかった。(甲 18 《36、94、95 項》)

カ 本件解約手続後の事情

(ア) G 弁護士は、原告に対し、平成 17 年 7 月 26 日付けの連絡文書を送付し、本件預貯金が合計 4254 万 9345 円であったこと、解約金を A に渡したこと、本件土地の固定資産税については被相続人の生命保険の保険金から原告が支払ってほしいことなどを連絡した。(甲 7、17 《75、76、229 項》)

(イ) 原告、D 及び E は、平成 17 年 8 月 14 日に行われた被相続人の初盆に出席し、A とも会ったが、A との間で、本件預貯金に関する話をする事がなかった。(甲 15 《72～81 項》、17 《88～93、232～235 項》、30)

(ウ) E は、平成 17 年 8 月ころ、G 弁護士に電話をして、本件預貯金について書面を作成してほしいと依頼した。(甲 15 《30～35》、41 の 1) これを受け、G 弁護士は、原告が A に対して本件預貯金を贈与し、その解約金 4254 万 9345 円を A が受領したことなどを内容とする確認書案を作成し、平成 17 年 8 月 30 日付けで A に送付した。(甲 41 の 1・2)。

G 弁護士は、A が上記確認書案に署名押印したので、平成 17 年 9 月 2

9日付けで、原告に対し、上記確認書案を送付し、その内容の確認を求めたが、原告はこれに返事をしなかった。（甲8、30、41の3）

（エ）Eは、知り合いの弁護士に相談した上、平成17年9月ころ、G弁護士に対し、Dが生活に困っているので、本件預貯金のうち1000万円を渡してほしいとの申出をしたが、G弁護士は、話合いで既に決まったことであるとして、これを受け入れなかった。（甲15《36～40、86、87項》、31、45）

また、Eは、Aに電話をして上記と同様の申出をしたが、Aは、平成18年3月1日付けで、原告に対し、Eの申出を受け入れることができない旨の連絡文書を送付した。（甲20、31）

原告は、Aの上記連絡文書を受けて、平成18年5月ころ、Aに対して長文の手紙を送付した。同手紙には、Aのために本件預貯金の解約手続を行ったのにAから何の連絡もなかったのには驚いたこと、被相続人の生活状況について情報が不足していること、DとEにも被相続人の遺産を受け取った旨の連絡をしてほしいこと、「私たち兄妹は、実母の供養をして頂くために実母の遺産をAさんに託しました。」との文言等が記載されている。（甲21）

Aは、原告から上記手紙を受けて、平成18年10月、被相続人の生活状況や墓について説明するとともに、原告が不愉快な思いをしたことに対して謝罪する旨の手紙を送付した。（甲22）

キ Aの贈与税の申告等

（ア）Aは、G弁護士から贈与税を申告するように言われていたが、贈与税の申告を行っていなかった。（甲18《137、138項》、19《76～80項》、48）

（イ）Eは、平成19年8月ころ、尼崎税務署に電話をして、Aが本件預貯金について贈与税を支払ったか否かを確認したが、回答は得られなかった。

(甲15《143～145項》、31)

(ウ) Aは、平成19年8月ころ、尼崎税務署から呼び出され、本件預貯金の贈与があった旨の情報があったとして、贈与税を支払うよう言われた。(甲48)

Aは、原告から本件預貯金の贈与を受けたとして、平成20年1月15日、尼崎税務署長に対し、本件申告を行った。

尼崎税務署長は、平成20年1月25日付けで、Aに対し、国税通則法66条1項に基づき、本件賦課決定処分を行ったが、Aは、本税及び加算税(本件滞納国税)を各納期限までに完納しなかった。

(エ) Aは、平成20年2月5日ころ、税務署から約2000万円の贈与税を支払うよう言われていること、分割払いの場合には担保が必要であるので、担保を提供してほしいこと、Aが贈与税を支払わなければ、原告が支払義務を負うことなどを記載した手紙を送付した。(甲23の1～3)

原告は、Aから上記手紙を受け取って驚き、弁護士に相談した上、平成20年3月29日、Aに対し、本件預貯金をAに贈与したことはないこと、本件預貯金金額の返還を求めること等を記載した書面を送付した。(甲24)

また、原告は、G弁護士に対し、平成20年5月8日付けで、Aから送付された上記手紙やAに対する上記書面等を同封し、Aに本件預貯金をだまし取られたので、その返還を求める旨の書面を送付した。(甲26)

原告は、本件預貯金の解約手続後、A及びG弁護士に対して上記各書面を送付するまでの間、本件預貯金全額の返還を求めることはなかった。(甲18《46項》)

(2) ア 前記(1)で認定したとおり、原告、D及びEは、母である被相続人と父であるCとが昭和36年に協議離婚し、翌年Mと再婚したCの下で育てられ、以後、被相続人との交流がなく、被相続人の葬儀にも出席しなか

ったこと、Cは、被相続人の死亡後にAに電話をかけ、被相続人の遺産について原告、D及びEに相続させるつもりはなく、遺産はすべてAにあげるなどと話したこと、原告、D及びEは、被相続人の遺産について調査することなく相続を放棄することとし、相続放棄の申述書を提出したこと、原告は、その後、相続人全員が相続放棄をすると、被相続人の遺産が国庫に入ってしまうと聞き、Aに遺産を渡すことを考えてAに連絡をしたこと、Aから被相続人の相続人との交渉について委任を受けていたG弁護士は、原告に連絡し、相続人の一人が相続放棄を取り下げてその相続人からAが被相続人の遺産を受け取ることにはしたい旨依頼したこと、原告は、G弁護士に対して異論を示すことなく、原告一人が相続放棄を取り下げる旨を回答し、相続放棄の申述を取り下げたこと、G弁護士は、原告に対し、本件預貯金の解約手続に必要な委任状等の書類の返送を求めたが、原告は、委任状についてはAから納得の得られる回答があるまで送付しないと回答したこと、平成17年5月28日、広島市内のホテルで、原告側、A側との間で、被相続人の生活の様子等の話合いの際、G弁護士から、被相続人の遺産には本件預貯金と本件土地があり、本件土地については原告が取得し、本件預貯金についてはAがすべて取得することの提案があり、原告がこれを承諾したことがそれぞれ認められる。

以上のとおり、原告、D及びEは、長年交流のなかった被相続人の相続については一旦放棄をすることとしたものの、被相続人の晩年に被相続人の身の回りの世話をしていたとするAが現れ、原告は、被相続人の遺産をAに渡すために相続放棄の申述を取り下げたものである。原告、A及びG弁護士とも、当初は、被相続人の遺産をAにすべて渡すことを前提に考えていたが、その後、遺産には、本件預貯金のほか、被相続人が同人の父から引き継いだ本件土地があったことから、本件土地を贈与の対象から外し、本件預貯金のみを贈与することとなったものとみられ、原告とAとの間で、

遅くとも平成17年5月28日の広島市内のホテルでの話合いの際に、原告がAに本件預貯金を贈与する旨の合意ができたものと認めるのが相当である。原告とAとの間では、本件預貯金の贈与について書面が交わされていないが、書面がないことは、上記贈与する旨の合意の事実を左右するものではない。

イ 原告は、本件預貯金の贈与はなかったと主張し、これに沿う証拠として、原告の別件訴訟における供述及び陳述書（甲17、30）、Eの陳述書（甲31）がある。

しかしながら、前記（1）オ、カ、キで認定したとおり、原告は、本件預貯金を解約するためG弁護士に同行した際、本件預貯金の合計が4000万円に上ることを認識した上で、G弁護士が同人の通帳に本件預貯金の解約金全額を振り込むことについて質問をしたり疑問を示すことなく、G弁護士から謝礼として5万円を受領している。これらの原告の態度ないし行動からみると、原告の解約手続の同行は、原告が、Aに対して本件預貯金を贈与することを履行するために行ったものとみるのが自然である。また、原告のあずかり知らぬところでG弁護士やAに4000万円もの高額の金員が横領されたのであれば、直ちに返還を求めてしかるべきであるところ、原告は、G弁護士が、平成17年7月26日付けで本件預貯金の合計額とそれをAに渡したことを通知しても、直ちにAやG弁護士に対して異議を述べておらず、平成18年5月ころに原告からAに送付された手紙には「実母の遺産をAさんに託しました。」と記載されており、本件預貯金全額の返還を求めたのは、原告が贈与税の支払義務を負うことを知らされた後である平成20年3月が初めてである。

原告の前掲証拠を採用することはできず、本件預貯金の贈与の事実を左右するに足りる証拠はないといわざるを得ない。

（3）従って、原告とAとの間で、平成17年5月28日、本件預貯金を贈与

する旨の合意が成立したものと認められる。

そして、原告とAとの間の贈与の合意に基づき、平成17年7月26日、Aに対して4076万9045円が送金され、Aは、同日、贈与により上記金額を取得したものといえるから、本件申告を前提とする尼崎税務署長による原告に対する本件督促処分は、第2の3（5）（6）のとおり、適法に行われたものと認められる。

5 結語

以上のとおりであるから、本件訴えのうち、請求の趣旨第1項の主位的及び予備的請求、同第2項にかかる訴えは、いずれも不適法であるからこれらを却下することとし、原告のその余の請求（請求の趣旨第3項）は、理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官	梅村明剛
裁判官	植田智彦
裁判官	近藤 紗世